

入札説明書

「令和4年7月10日執行想定 参議院議員通常選挙に係る投票所器材等レンタル及び搬入搬出業務委託」に係る入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和4年7月10日執行想定 参議院議員通常選挙に係る投票所器材等レンタル及び搬入搬出業務委託
- (2) 履行場所
横浜市瀬谷区役所（横浜市瀬谷区二ツ橋町190）
瀬谷区内24投票所（仕様書別紙参照）
- (3) 履行期間
契約を決定した日から令和4年7月11日（月）まで

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ指名の通知を受けなければなりません。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 横浜市的一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「一般賃貸」の「レンタル」に登録が認められており、所在区分が「市内」かつ、規模区分が「中小企業」であること。
- (3) 当該業務を遺漏なく履行することが可能な者であること。

3 入札参加資格の喪失

指名通知後、指名を受けた者が2の資格条件を満たさなくなったときは、当該入札に参加することができません。

4 申込について

- (1) 提出書類
公募型指名競争入札参加意向申出書
- (2) 提出場所
〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190
横浜市瀬谷区役所総務部総務課統計選挙係
- (3) 申込方法
提出書類を持参または書留郵便（宛先は上記提出場所）
- (4) 提出期限
令和4年5月2日（月）※必着

5 設計図書（仕様書）に関する質問

- (1) 方法
入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、令和4年4月21日（木）まで（郵送の場合は4月21日（木）必着）にFAXもしくは郵送で質問書（様式を問いません。）を(2)の部課に提出しなければなりません。
- (2) 質問書の提出及び連絡先
〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190
横浜市瀬谷区役所総務部総務課統計選挙係
担当：下松八重 TEL:045(367)5615 FAX:045(366)9657
- (3) 回答
令和4年4月27日（水）までに(2)の部課において文書により回答します。それ以外の方

法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札方法

(1) 入札方法は、入札参加者が入札書を入札時に持参することに限ります。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和4年5月12日(木) 15時30分

場所 瀬谷区二ツ橋町190 横浜市瀬谷区役所 4階会議室

7 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札書には、日付(入札日)、あて先(横浜市契約事務受任者)及び件名(指名通知書に記載してある件名)を記載するとともに、所在地、法人名及び代表者職氏名を記載しなければなりません。なお、代表者印の押印を省略した場合は「本件責任者及び担当者欄」を記入しなければなりません(その際、指名通知書のご持参にご協力ください)。

(3) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とします。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について、代表者印をもちいて押印しなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

8 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

イ 入札参加者は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

ウ 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市契約事務受任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

エ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

オ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした場合は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がない時は、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札の回数は1回とします。

(4) 入札の中止

横浜市契約事務受任者は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等につい

て不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に持参又は郵送しなければなりません。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 2の資格条件を満たさない者が行った入札

イ 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

(1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2)の同価の入札をしたもののうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれを代わってくじを引き、落札者を決定します。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わします。

(2) 横浜市契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、横浜市契約事務受任者から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、横浜市契約事務受任者は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうち1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 前金払その他契約代金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約代金の支払方法

契約代金は、契約の履行完了後、検査に合格した後、契約の相手方からの請求によって支払います。また、支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内とします。契約案件ごとの支払いとなりますので、契約ごとの請求書を発行してください。

13 その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190番地

横浜市瀬谷区役所総務部総務課統計選挙係

担当 下松八重 TEL: 045(367)5616

(3) 入札説明書を手入した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。